

# 避難行動要支援者支援計画（全体計画） のたたき台概要について

市民安全部  
保健福祉部

防災対策課  
障害福祉課  
高齢福祉介護課

# 本日の流れ

- 1 背景(過去の災害、災害対策基本法の一部改正について)
- 2 避難行動要支援者支援計画(全体計画)のたたき台について

(1)

- ・目的、位置付け
- ・制度の概要
- ・情報提供

(2)

- ・地域及び行政の避難支援体制づくりについて
- ・市の支援体制について
- ・避難支援体制づくりへの支援について

- 3 質疑応答

# 過去の災害から

## 1 阪神淡路大震災

生き埋めや閉じ込められた際の救助(資料：「1995年兵庫県南部地震による火災に関する調査報告書」(平成8年11月日本火災学会)より作成)

自力で脱出	家族	友人・隣人	通行人	救助隊	その他
34.9%	31.9%	28.1%	2.6%	1.7%	0.9%

自助 34.9%

**共助 62.6%**

公助 2.6%

## 2 新潟県中越地震



日頃から住民同士の付き合いが深く、ご近所同士が助け合い、救出や炊き出し等を行った。(資料：平成26年9月1日 新潟日報)

## 3 長野県北部地震(白馬村)



住民らによる迅速な安否確認と救助活動により、死者をゼロに抑えることができた。(資料：大糸タイムズ)

日頃からの顔の見える関係が、減災につながった

# 過去の災害から

## 4 東日本大震災

- ・犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、障害者の犠牲割合も健常者に比して2倍に上った（これらは過去の震災・風水害に共通している）。
- ・支援が必要となる方々の個人情報、速やかに関係者に提供されなかったことから、救援が遅れ被害が拡大した。



復興庁資料

### 災害時等の速やかな情報提供の必要性

## 5 熊本地震

- ・福祉避難所がうまく機能しなかった  
人手不足や入所者対応等により、熊本市が開設できたのは、受け入れ先とされていた176施設のうち34施設のみであった。

### 福祉避難施設を補完する新たな福祉的避難所の整備の必要性

## 6 過去の災害に共通すること

- ・多くの障害者、高齢者に被害が集中した。

### 災害時に特に支援が必要な人の避難支援の必要性

# 過去の災害を教訓とした国の動き

## 「災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)」

### 1 目的

- ・災害時に特に支援が必要な人が、速やかに避難できるように支援すること。それにより被害を最小限にすること。



### 2 法改正内容の主なポイント

- ①支援が特に必要と思われる人を予め市で把握できるようになり、その対象者(避難行動要支援者)の名簿を備えることが市町村に義務付けられた。
- ②平常時の名簿提供先(避難支援等関係者)が増え、重層的な見守り体制が取れるようになった。
- ③災害又は災害が発生する恐れのある時、避難支援等関係者とそれ以外の者への情報提供が可能となった。

# 国の動きを踏まえた市の取り組み 茅ヶ崎市地域防災計画の修正(平成27年11月)

## 茅ヶ崎市地域防災計画の修正(平成27年11月)

### 避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定 (平成29年4月頃)

- 地域防災計画の下位計画
- 避難行動要支援者支援に係る詳細事項を定義

(1)

目的、位置付け、  
制度の概要、情報  
提供等

※(1)-1~9

(2)

- 地域の避難支援体制づくりについて
- 市の支援体制について
- 避難支援体制づくりへの支援について

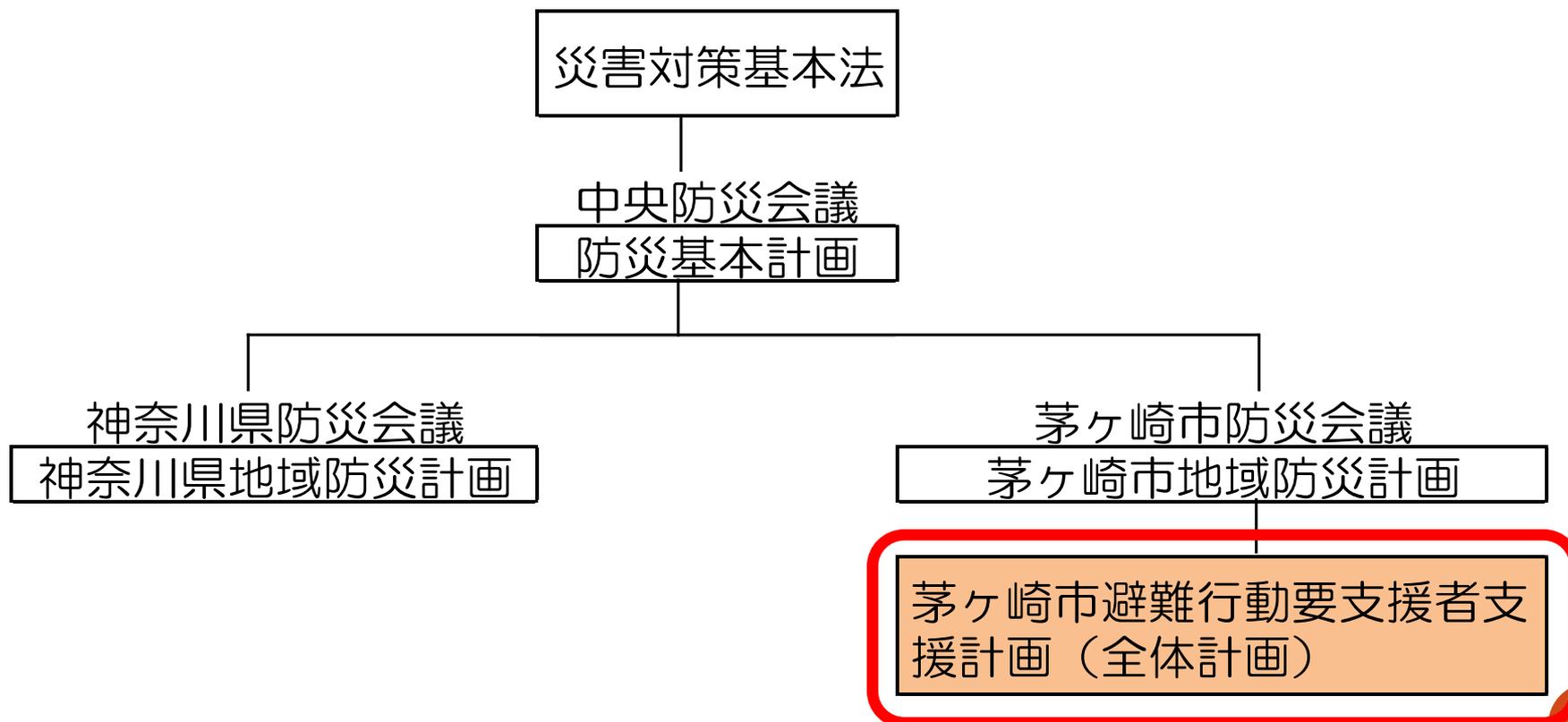
※(2)-1~

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－1

## 1 目的

避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図り、地域の安全・安心体制の強化に努めること

## 2 計画の位置付け



# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－2

## 3 考え方

①過去の災害では、日頃からの顔の見える関係が減災につながったことから、共助の重要性が再認識された。

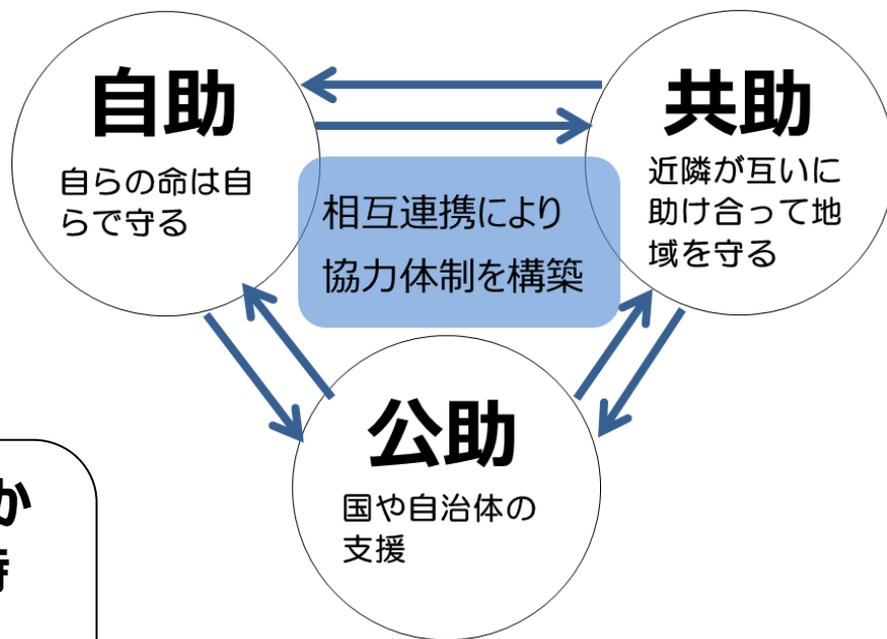


②地域の顔の見える関係の希薄化の改善に向けた働きかけの必要性

避難行動要支援者名簿を活用し、日頃からの顔の見える関係づくりに努め、災害時等の避難支援、安否確認につなげる

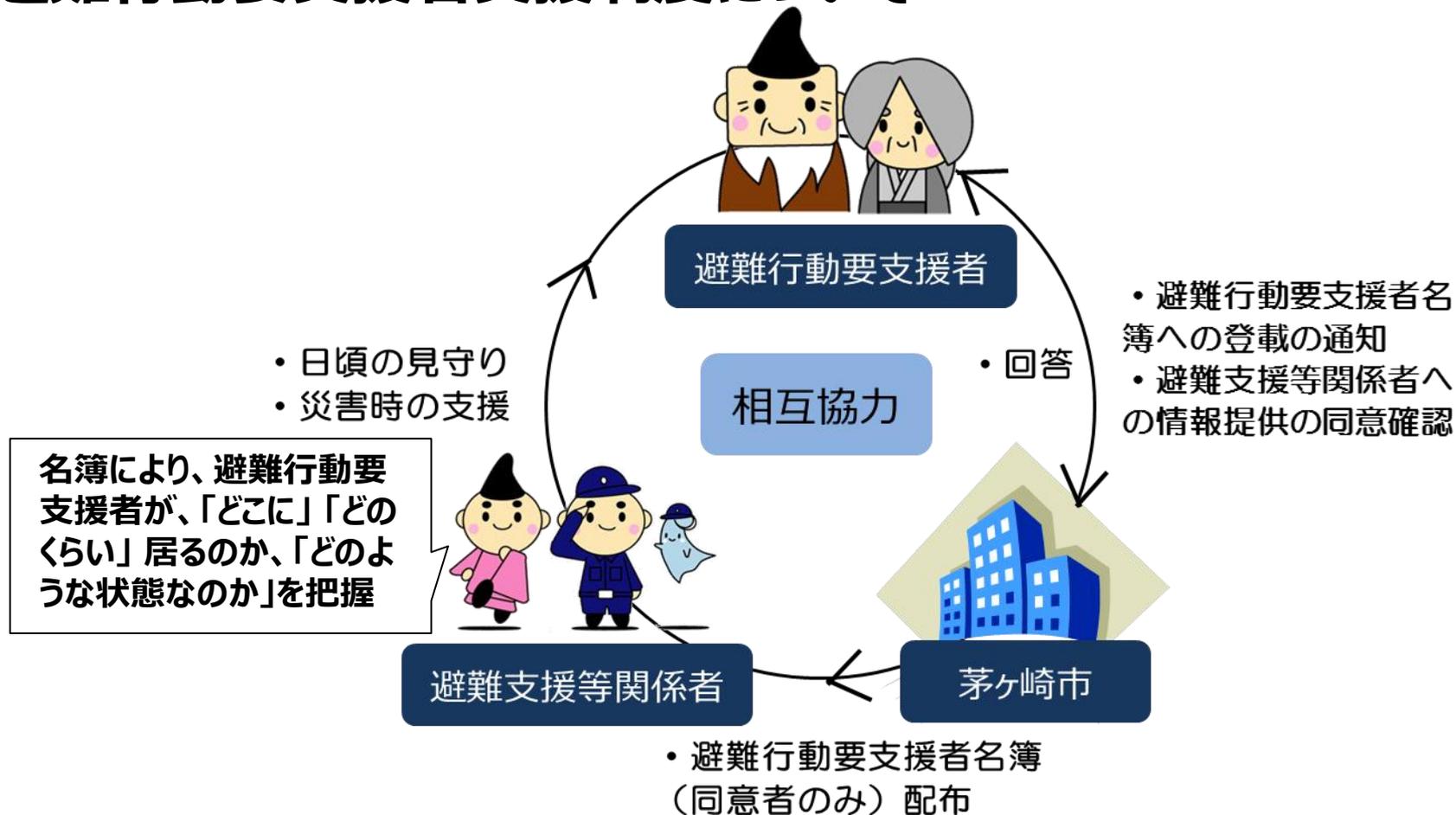
**避難行動要支援者支援制度**

**自助・共助・公助が一体となった  
防災体制の確立**



# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－3

## 4 避難行動要支援者支援制度について



災害時の避難支援に特に支援が必要な人(=避難行動要支援者)が、速やかに避難支援できる体制を、相互協力により実現

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－4

## 5 避難行動要支援者について



市民



### 要配慮者

(妊産婦、乳幼児、児童生徒、外国人、避難行動要支援者以外の障害者と高齢者)



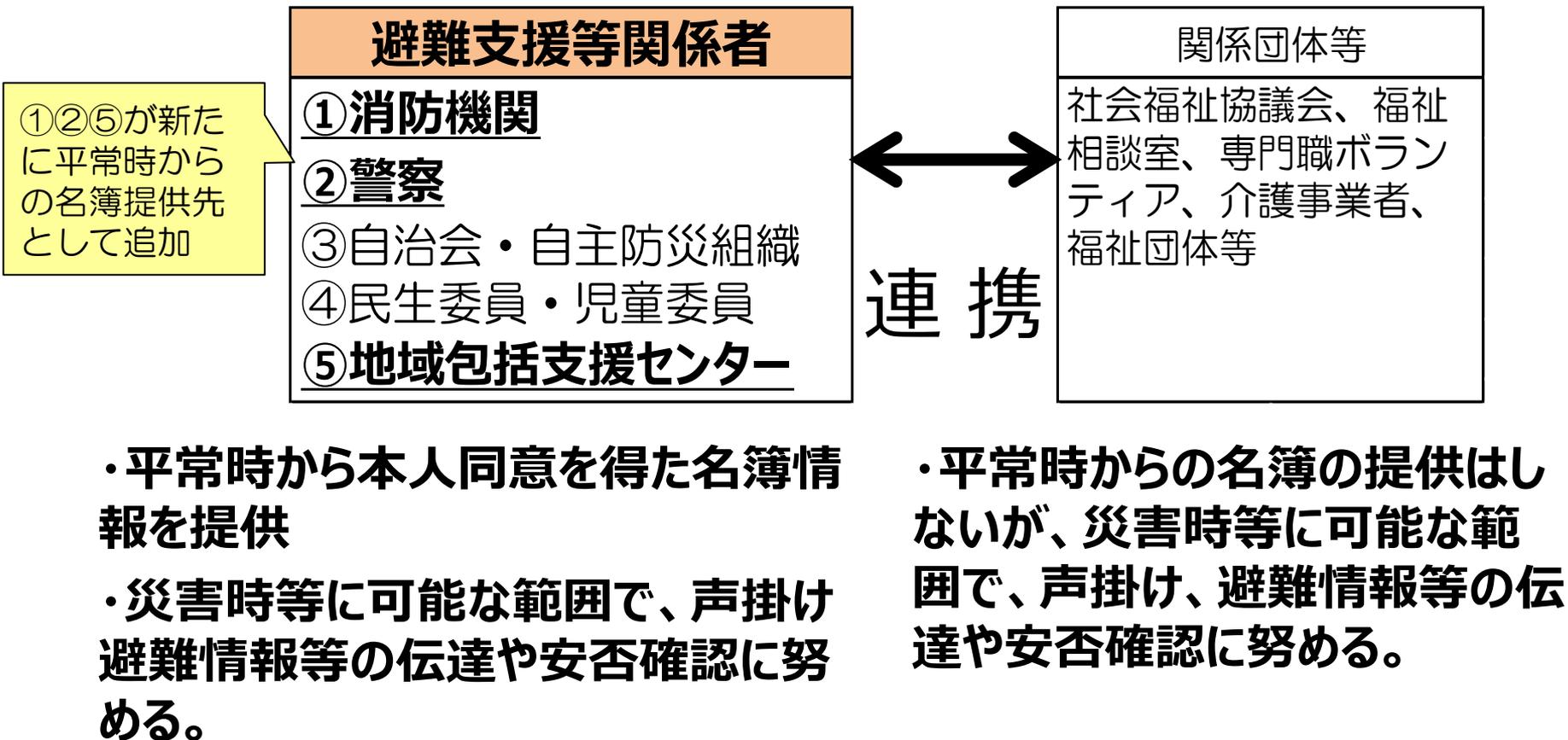
### 避難行動要支援者

(約13,000人。うち障害者4,000人、高齢者9,000人)



- ①身体障害者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害または体幹機能障害3級以上並びに視覚障害または聴覚障害6級以上の者
- ②知的障害者のうち、その障害の程度がA1若しくはA2の者
- ③介護保険制度において要支援以上の認定を受けている者
- ④「災害時要援護者支援制度」登録者のうち本制度への登録に同意する者
- ⑤市長が特に認めた場合

## 6 避難支援等関係者とその他関係団体等について

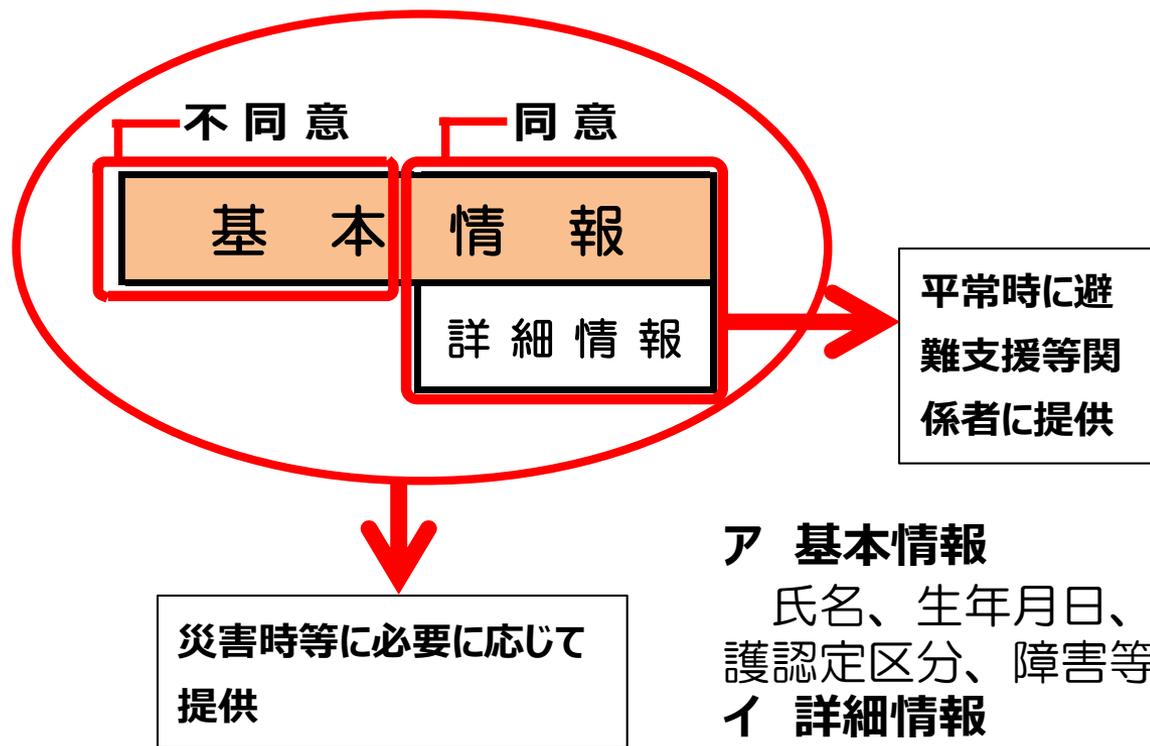


様々な関係者が関わることで、重層的な支援につなげる

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－6

## 7 避難行動要支援者名簿について

### ①避難行動要支援者名簿情報



### ア 基本情報

氏名、生年月日、性別、住所または居所、介護認定区分、障害等級

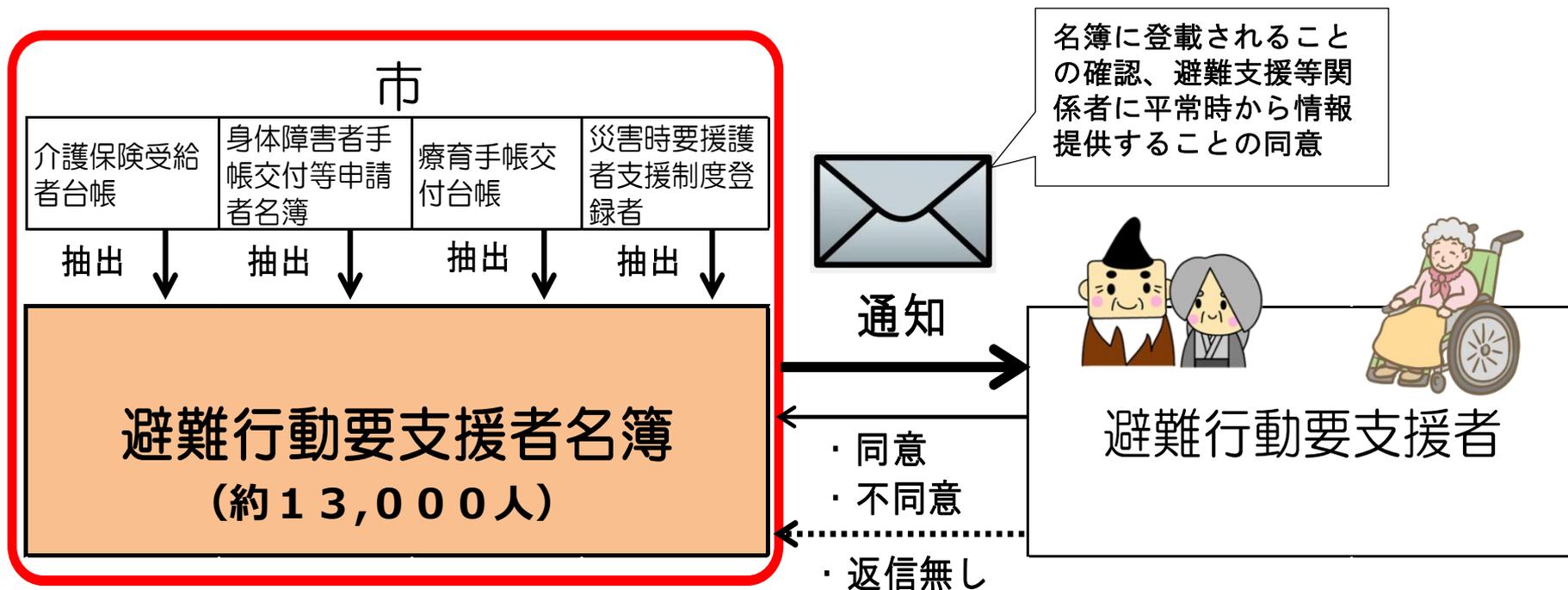
### イ 詳細情報

電話番号その他の連絡先、世帯の状況、自力での避難の可否、地域住民による手助けの必要性、避難所までの移動、コミュニケーションの可否 等

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－7

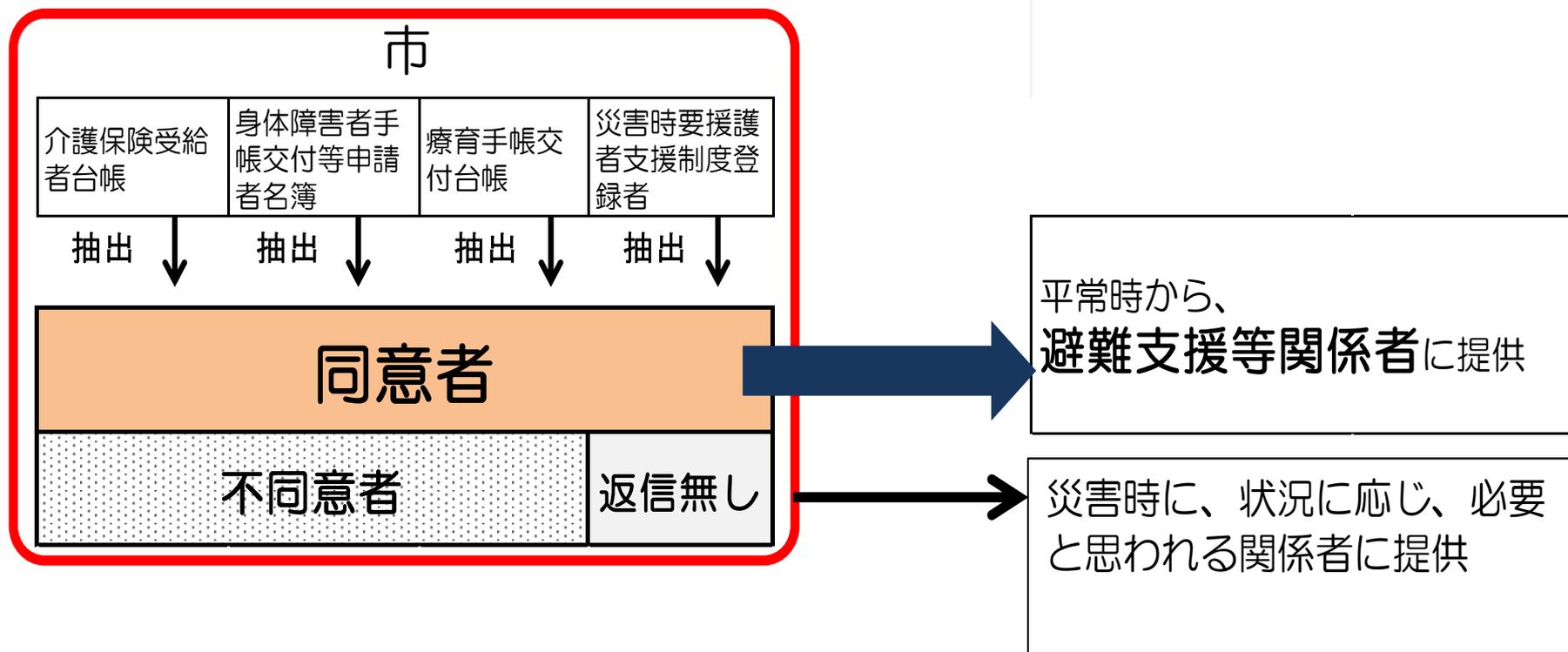
## ②避難行動要支援者名簿提供までの流れ

### ア 避難行動要支援者名簿の本人同意確認



# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－8

## イ 本人同意確認後の同意情報の地域への提供



# (参考) 旧制度と新制度の変更点について

	旧制度(災害時要援護者支援制度)	新制度(避難行動要支援者支援制度)
名簿への登録(登載)方法	本人の手上げにより名簿に登録	→ <b>市が名簿に登載</b>
登録(登載)人数	約3,200人(平成28年12月現在)	→ <b>約13,000人</b> (障害者4,000人、高齢者9,000人。平成28年12月現在)
名簿登載における対象者へのアプローチ	・自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等からの日頃の協力による、本人申請に基づく登載	→ ・特に支援が必要と思われる対象者を、 <b>市が予め登載</b> ・対象者には、 <b>市から直接通知(新たな対象者には、随時通知)</b>
平常時の名簿提供	本人の同意があるもの ①自治会 ②自主防災組織 ③民生委員・児童委員	→ 本人の同意があるもの ① <b>消防機関</b> ② <b>警察</b> ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員・児童委員 ⑥ <b>地域包括支援センター</b> ※順番は茅ヶ崎市地域防災計画に基づく
災害時の名簿提供	不可 (平常時の提供先①②以外への提供について法への位置付け無し)	→ <b>可</b> (状況に応じて必要な関係者への提供が可)
法への位置付け	無し (災害時要援護者の避難支援ガイドライン)	→ <b>有り</b> ( <b>災害対策基本法</b> )

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(1)－9

## ③避難行動要支援者名簿提供における主な留意事項について

### **ア 知り得た秘密を守る(秘密保持義務法第49条の13)**

- ・ 知り得た情報を、目的以外に使用しない旨の守秘義務。避難支援等に携わらなくなった後も同様

※個人情報の取扱いに関する研修を市で開催。

### **イ 受け渡しの記録を残す(受領書兼誓約書)**

- ・ 名簿提供時、受領書兼誓約書の提出を求める。

### **ウ 名簿の複写、保管及び引継ぎ**

- ・ 複写は必要最小限の枚数とし、管理を徹底
- ・ 名簿管理責任者の交代時は、名簿管理責任者交代届を市へ届出

### **エ 更新及び回収**

- ・ 本人同意を得た名簿情報を年2回提供(一覧表、個票、地図)
- ・ 必要がなくなった情報、旧情報は返却報告書をもって市に返却

### **オ 災害時等の名簿提供について**

- ・ 災害対策地区防災拠点等経由で提供予定



# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(2)－1

## 1 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿の作成目的は、

「**避難の支援**」、「**安否の確認**」、「**その他の措置**」

### 【平常時】

避難行動要支援者名簿を避難支援、安否確認を行うための手段として活用し、それが実効できる避難体制づくりを進める

### 【災害時】

平常時の取り組みに基づき、災害時において避難支援等が有効に機能することで避難行動要支援者の生命等を保護する。

## 2 地域特性に応じた災害リスクの理解

茅ヶ崎市で想定される災害は、地震、延焼火災、大雨・台風に伴う河川のはん濫、土砂災害など



これら災害の発生は地域特性に応じて異なる



まず、地域の災害特性を理解し、「何に対して」、  
「どう備えるか」を具体化することが必要



市が発行している各種ハザードマップ等で災害リスクを確認

## 3 自助の取り組み

災害による被害をできるだけ少なくするための基本は、一人ひとりが自分の身の安全を守る「**自助**」の取り組みが重要



「**自助**」の取り組み強化は、

- ① 支援すべき数や支援程度が軽減される
- ② 「共助」を担う人の数を増やすことができる

## 3 自助の取り組み

### 【共通事項】

- ア 災害リスク及び避難経路等の把握
- イ 非常時持ち出し品の用意及び食糧等の備蓄
- ウ 地域との顔の見える関係づくり

### 【地震災害】

- ア 建物の耐震化
- イ 家具等の転倒防止対策
- ウ 出火防止対策

### 【風水害】

- ア 浸水対策等
- イ 気象情報等の確認



避難行動要支援者も「自助」の取り組みが求められます。

- 薬（お薬手帳）
- 紙おむつ、携帯用トイレ
- 眼鏡、補聴器、杖
- 避難や避難先で必要な備蓄品

など

## 4 共助の取り組み

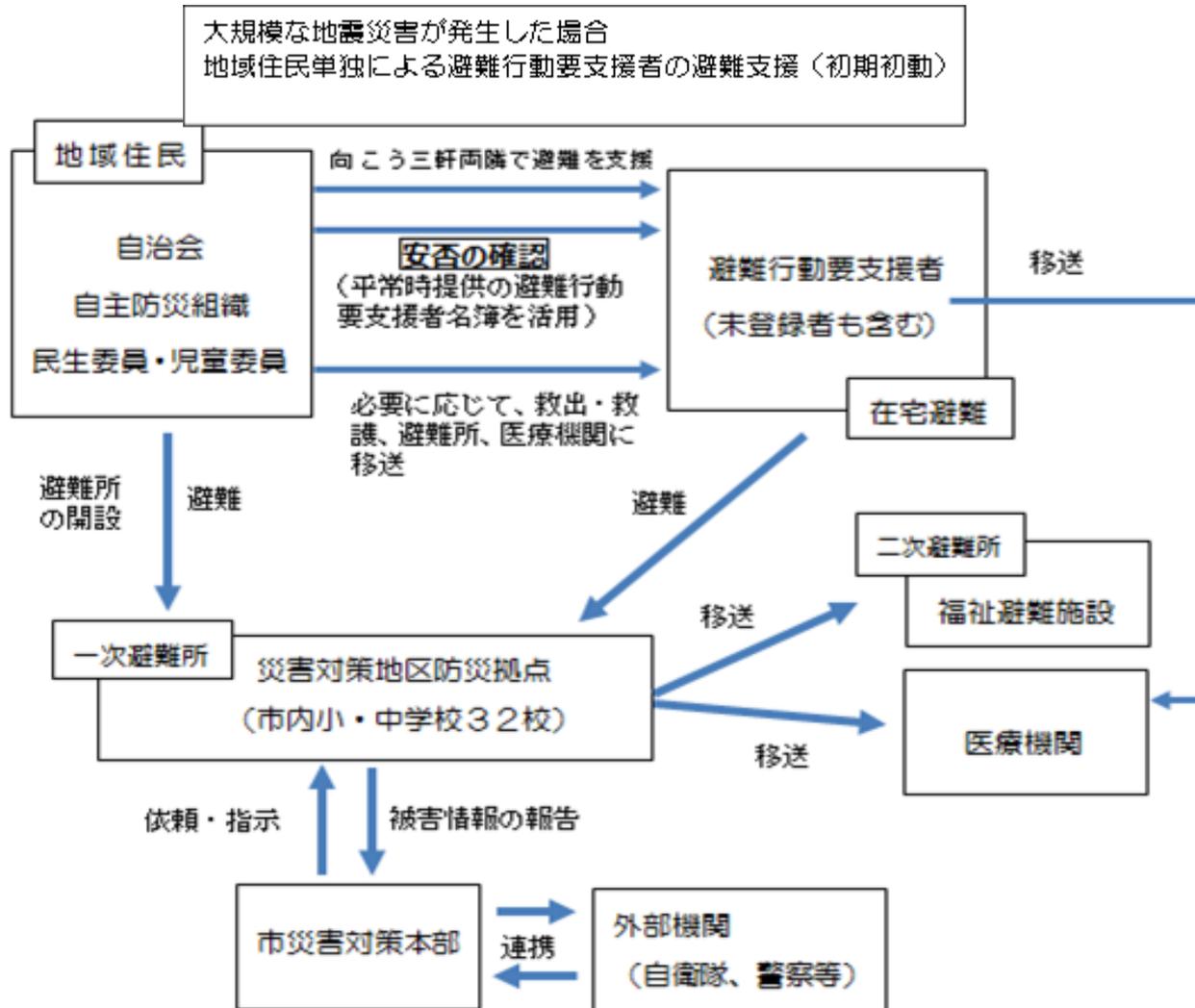
地域による避難支援体制づくりは、平常時から顔の見える関係づくりが進められ、地域住民一人一人が災害時に支援が必要な方がいることの気づきを得られる環境づくりが重要

- ア 名簿の登録情報を地図で確認するなどし、実効性のある支援の検討を行う
- イ 自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の災害時の活動・役割を共有する
- ウ 支援に必要な人員、資機材、避難ルートを把握する
- エ 避難支援を行う者の安全をし、避難支援する
- オ 組・班等の最小単位から地域全体を効率的に把握できる安否確認体制を構築する
- カ 支援体制に地域全体でルールをつくる

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(2)ー5

## 4 共助の取り組み

### ○地域による避難行動要支援者の避難支援（全体像）



# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(2)－6

## 5 市の支援体制

避難支援等関係者の支援行動の開始の目安

### (1) 避難情報の発令

状況に応じた避難所開設、避難情報等を発信します

発信情報	想定される状況	取るべき行動
避難準備情報	災害が発生する可能性が高まっている	➡避難するための準備を開始する ➡避難に時間を要する方(高齢者、障害者など)は、 <u>避難を開始する</u>
避難勧告	災害が発生する可能性が明らかに高まっている	➡避難を開始する
避難指示	災害が発生する可能性が極めて高い、または現に発生している	➡避難していない方は、ただちに避難を開始する ➡避難に時間的な余裕がない場合は、近隣の高い建物や、屋内の2階などで安全を確保する

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(2)－7

## 5 市の支援体制

### (2) 情報伝達の手段

情報伝達手段	音声 情報	文字 情報	特記事項
防災行政用無線	○		地域、風向きにより伝わりづらい
防災ラジオ	○		有償配付（購入が必要）
ちがさきメール配信サービス		○	携帯電話、PCが必要
緊急速報メール（エリアメール）		○	携帯電話等が必要
災害情報案内サービス（テレドーム）	○		携帯電話等が必要
t v k データ放送	○		近くにテレビがあることが条件
インターネット（市HP、SNS）		○	PC、携帯電話等が必要
戸別受信機	○	○	自治会等に貸与

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(2)ー8

## 5 市の支援体制

### (3) 避難所における支援

- ア 避難所運営における避難行動要支援者の留意点
- イ 食料と生活必需品
- ウ 情報の提供
- エ 相談窓口の設置
- オ 医療班と医療救護所による支援
- カ ボランティアの連携

### (4) 在宅の避難行動要支援者への支援

- ア 情報収集と情報提供
- イ 在宅サービスの継続・提供
- ウ 物資の供給

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(2)－9

## 5 市の支援体制

### (5) 避難所、福祉避難施設の開設

役割		施設	数
早期避難所（風水害時のみ）		公民館ほか	8施設
避難所		公立小・中学校	32校
2次避難所	2次避難施設	県立高等学校	4校
		協定先私立学校	1校
		協定先企業等	5施設
	福祉避難施設	協定先社会福祉施設	30施設
		県立茅ヶ崎養護学校	1校

平成28年12月1日現在

## 5 市の支援体制

### ○福祉避難施設への移送

⇒避難所避難者が専門性の高い対応が必要である場合は、市、避難支援等関係者、福祉事業所等が協力し、可能な限り福祉避難施設へ移送

### ○福祉避難施設を補完する福祉的施設の検討

⇒福祉避難施設が被災し、受入ができない場合を想定  
⇒具体的な活用が想定されていない公共施設等を福祉的施設として検討を進める

### ○広域的な連携による避難支援

⇒本市が被災し、行政機能が低下することを想定し、他自治体から広域的な支援を受けられるよう体制を整備

# 避難行動要支援者支援計画(全体計画)(2)－11

## ①避難支援体制づくりへの市の支援

### ア ワークショップの開催

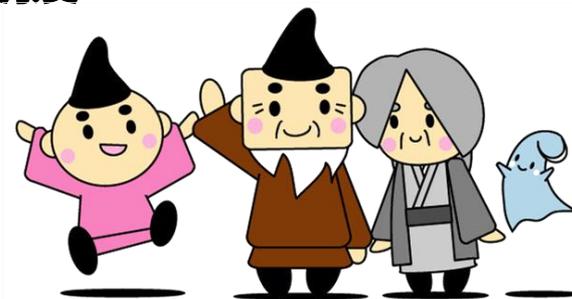
- ・ 問題や課題解決ワークショップ
- ・ 名簿を活用した支援のためのワークショップ

### イ 研修会の開催(制度の目的、個人情報取扱い等)

### ウ 各地区が主催する地区防災訓練等の支援

### エ 個別計画作成支援

### オ 顔の見える関係づくりのための交流会



## ②平常時の名簿提供のための同意確認について

同意確認時に不同意、もしくは返信の無い方について、関係団体及び事業者等との協力により、居住実態を確認するとともに、可能な限り同意を得られるよう努めます。

# 今後のスケジュール（予定）

時期(予定)	内容
平成28年 12月～2月	地域への説明（まちぢから協議会連絡会、自治会、民生委員・児童委員）
平成29年 2月～5月	<b>同意確認通知の発送・返信確認・整理</b> （通知期間は2月中）
2月下旬～3月下旬	パブリックコメントの実施
4月	<b>避難行動要支援者支援計画の策定</b>
7月	避難行動要支援者支援計画及び避難行動要支援者名簿運用説明会
8月	避難行動要支援者名簿の提供 （災害時要援護者支援制度の廃止）